

法定相続人表

第2順位 / 直系尊属

第1順位がない場合のみ

2. 祖父母

父母が死亡・相続権を失うと上にあがる

1. 父母

第3順位

第1・第2順位がない場合のみ

1. 兄弟姉妹

兄弟姉妹が
死亡・相続権を失うと下にさがる

2. 甥姪

代襲するのはここまで

戦没者等遺族
(被相続人)

基準日以降に死亡
(令和2年4月1日)

※ 常に相続人

配偶者

第1順位 / 直系卑属

1. 子

(養子・非嫡出子・胎児を含む)
子が死亡・相続権を失うと下にさがる

2. 孫

代襲相続

代襲は無限